

## 浄化槽行政の現状と課題

令和7年10月28日



環境省環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室



環境省浄化槽サイト:http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/

## 目次

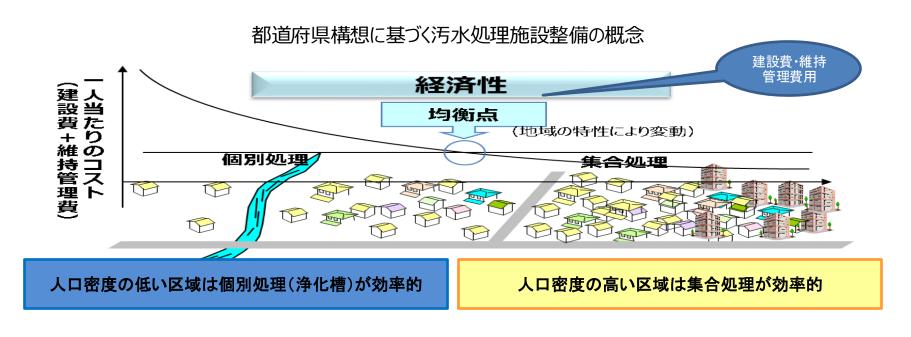
- 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ
- 2. 浄化槽行政を巡る課題
- 1単独処理浄化槽の転換の推進
- 2維持管理の確保
- ③災害対応力の強化

3. 浄化槽整備に係る予算制度



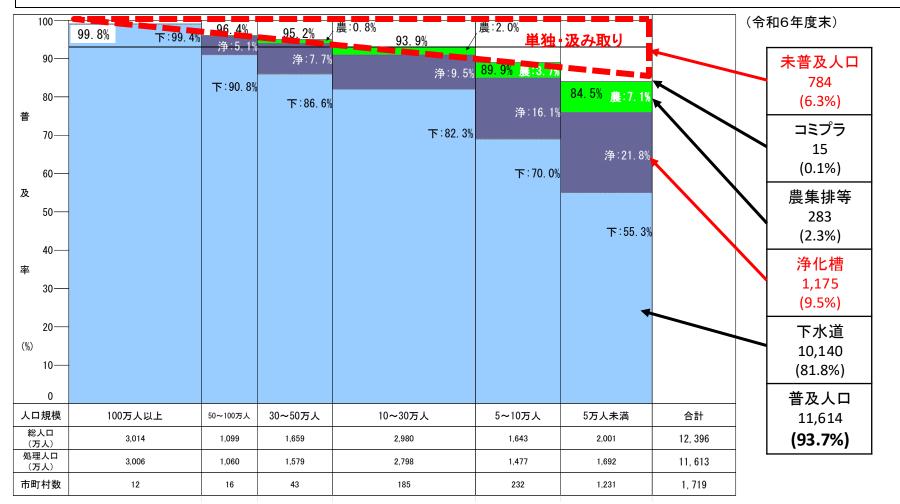
### ①汚水処理施設の概成に向けて

- ▶ わが国の汚水処理施設(下水道、集落排水、浄化槽等)は都道府県構想※に基づき、 R8年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」(= 概成)を目指すこと としている。(「概成」= 汚水処理人口普及率95%)
  - ※各都道府県が策定する汚水処理の総合計画。当該構想を踏まえ市町村が具体的な汚水処理施設整備のための計画(=アクションプラン)を策定。



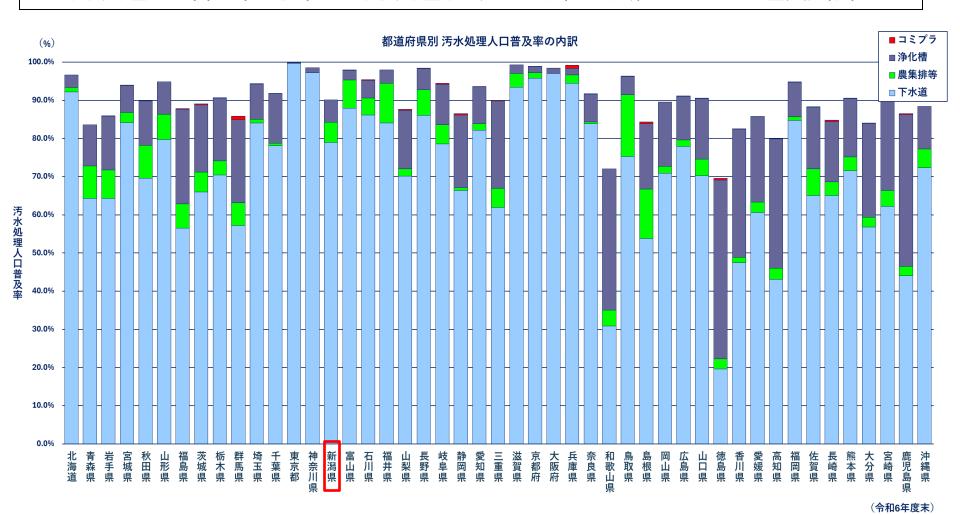
## ②都市規模別の汚水処理施設の普及状況(~令和6年度末)

- ▶ 令和6年度末の汚水処理人口普及率は93.7%(全国平均)、うち浄化槽人口普及率は9.5%
- ▶ 人口 5 万人未満の都市では浄化槽人口普及率が21.8%。人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い
  ⇒未普及解消に向け、浄化槽に求められる役割は大きい
- ※汚水処理未普及人口約784万人のうち、浄化槽整備区域内の未普及人口は約485万人。



## ③都道府県別 汚水処理人口普及率の内訳(令和6年度末)

▶ 汚水処理人口普及率の水準や、汚水処理手法ごとの比率は地域によって大きな差異が存在。



### ④人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(下水道から浄化槽への整備区域見直し)

### 愛媛県松山市

- ▶ 令和3年4月に下水道計画を見直し。投資効果の高い市街化区域はこれまでどおり公共下水道 区域とする一方、市街化調整区域は、原則、合併処理浄化槽による汚水処理区域とした
- ▶ この結果、下水道計画区域は 8,728ha → 6,943ha に縮小

### 徳島県(徳島市、小松島市等)

- ▶ 令和4年12月に県の生活排水処理構想を見直し
- ▶ この結果、県内の下水道等の集合処理区域は 11,542ha → 7,009ha に縮小
- → 一例として徳島市は下水道整備区域を半減(3, 269ha→1, 612ha)、小松島市は下水道区域を481ha→0haに見直し、市全域で合併処理浄化槽による汚水処理を推進

### 青森県

- ▶ 令和5年6月に汚水処理施設整備構想を改定。下水道区域について、将来的に真に必要な区域へ絞り込む等の見直しを実施

### 愛媛県西条市

- 今和6年4月に公共下水道の事業計画を見直し、事業計画期間の延伸と整備予定面積の縮小を 実施。
- ▶ この結果、下水道等の集合処理区域は 2,734ha → 2,165ha に縮小

### ⑤人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(公共下水道から公共浄化槽への見直し)

- ▶ 令和3年度にA市において、公共下水道と公共浄化槽の費用比較を実施(計画処理人口約2万人、総費用を下水道・浄化槽それぞれの耐用年数で割った単年当たり費用で比較)。
- ▶ 当該自治体においては、公共下水道よりも公共浄化槽が安価と判断し、下水道整備計画を見直し公共浄化槽の整備を進める予定。

	公共下水道	公共浄化槽
①建設費 (1年当たり)	<ul> <li>・処理施設:16,249万円</li> <li>・用地費:3,674万円</li> <li>・マンホールポンプ:1,656万円</li> <li>・管渠:48,899万円</li> <li>・合計:70,478万円</li> </ul>	·個別浄化槽(5人槽):22,569万円 ·集合住宅:1,349万円 ·集中浄化槽:1,780万円 ·合計:25,698万円
②維持管理費(1年当たり)	・処理施設:8,293万円 ・マンホールポンプ:990万円 ・管渠:713万円 ・合計:9,996万円	·個別浄化槽(5人槽):38,795万円 ·集合住宅:1,390万円 ·集中浄化槽:3,463万円 ·合計:43,648万円
③耐用年数	・処理施設:土建50年、機電15年 ・マンホールポンプ:25年 ・管渠:50年	<ul><li>・個別浄化槽:32年</li><li>・集合住宅:32年</li><li>・集中浄化槽:32年</li></ul>
④総費用 (1年当たり)	80,474万円	69,346万円 <mark>※公共浄化槽が安価</mark>

### ⑥人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(既設の集落排水から公共浄化槽への転換)

▶ 静岡県南伊豆町においては、地元行政区からの漁業集落排水の老朽化に伴う施設廃止要望を受け、令和3年度までに漁業集落施設の廃止と合併処理浄化槽68基の設置を実施。

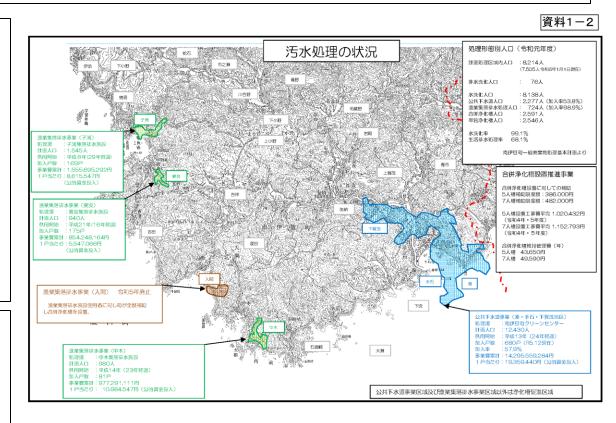
#### ○事例内容

- 対象者:集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費:合併処理浄化 槽購入費・設置に要する経費(配 水管敷設費、物件補償費を含む)
- 廃止に要した時間:6年(平成 28年度~令和3年度)
- 廃止に伴う代替事業:集落排水 事業廃止に伴う機能補償を実施 (10/10町補助)

※維持管理費は個人負担

#### ○実績

- 2年間で68基を設置、事業費1億 4,443万円(212万円/基)
- 財源:過疎債1億4,030万円、 一般財源413万円



出典:総務省第5回上下水道の経営基盤強化に関する研究会

### ⑦人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(災害復旧時における既設下水道から公共浄化槽への転換)

▶ 石川県珠洲市において、被災した下水道整備区域内の地区を、浄化槽に転換した上で復旧する方針を決定。今後、 所要の手続きを経て、順次浄化槽の設置工事を進めていく予定としている。

#### R7年6月10日 珠洲市議会での珠洲市長の発言(抜粋)

- 下水道につきましては、国土交通省の支援をいただきながら、今後の復旧方法について検討を進めてまいりましたが、宝立処理区及び若山処理区の大部分については、公共下水道による原形復旧と比較し、合併浄化槽による復旧の方が、復旧費用や将来的な負担を抑えることができ、復旧に要する期間も短縮できるとの結論に至ったことから、若山地区では5月29日に、宝立地区では5月30日に説明会を開催し、概ねご理解をいただいたところであります。
- 今後、区域の変更に必要となる下水道事業計画、都市計画の決定など認可や計画変更に係る手続きを早急に進め、来月、7月末を目途に、宝立処理区及び若山処理区の大部分を下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更し、その後、宝立町鵜飼・春日野地区に設置してまいりました地上型の仮設浄化槽を、埋設型の浄化槽に切り替える工事を進めてまいりたいと考えております。
- また、若山地区におきましても、順次、浄化槽の設置工事を進めてまいりたいと考えております。

### **⑧集合処理から個別処理への転換に関する政府の方針(国会答弁)**

○令和7年3月19日 参議院予算委員会

(矢倉克夫議員)

全国の下水管の老朽化リスクや点検等のコスト、人口減少を考えたとき、下水道よりも合併浄化槽の方が適している地域は増えていくことが見込まれる。現在、汚水処理施設整備計画は都道府県が市町村の意見を反映し行なっているが、両者の棲み分けを進めるべく、国が一層リーダーシップを発揮し、自治体に働きかけるとともに、財政的にも後押ししていくべきではないか。

(石破茂総理大臣)

下水道から浄化槽への転換も含め、地方公共団体において、持続可能で最適な施設の種類が選択されるよう、国としても積極的に支援していく。

○令和7年5月29日 参議院環境委員会

(小野田紀美議員)

下水道の維持更新が難しくなってきている中で、環境省として今後、下水道の浄化槽への転換などについてどのように考えているか。

(浅尾慶一郎環境大臣)

我が国において人口減少等の社会情勢が変化している中で、分散型汚水処理施設である浄化槽は、コスト面や早期設置が可能であるといった観点から、今まで以上にその強みを発揮する、有効な手段であると考えている。(略) 環境省としては下水道から浄化槽への転換を含めた最適な処理方法の選択を各自治体がしていただけるよう自治体や関係省庁と連携し、財政的な支援や技術的な助言など必要な対策に取り組んでまいりたい。

### **⑨地域の実情に応じた集合処理から個別処理への転換に関する政府の方針(閣議決定)**

- 経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太の方針)(令和7年6月13日閣議決定)
- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現
  - 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針
  - (4) 戦略的な社会資本整備の推進

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進めるとともに、流域治水に加え、発電等の水利用や流域環境の保全・創出に関係者が協働して取り組む流域総合水管理を推進する。生物多様性や景観など多面的な観点で良好な水環境の創出を推進する<sup>219</sup>

219 併せて、人口減少等の地域の状況を踏まえつつ、浄化槽を含む汚水処理施設の利活用に取り組む。

- ▶ 地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定)
- 第3章 地方創生2.0の起動
  - 6. 政策パッケージ
  - (5) 広域リージョン連携
    - ③広域連携でのインフラ管理の推進

能登半島地震や埼玉県八潮市での道路陥没事故の被害等を踏まえ、業務共通化や情報整備・管理の標準化の推進等により、地方公共団体間の広域的な連携による効率的なインフラの維持管理・経営等56を目指す。

56 浄化槽の適切な利活用も含む。

### ⑩集合処理から個別処理への転換に向けた政府の取組

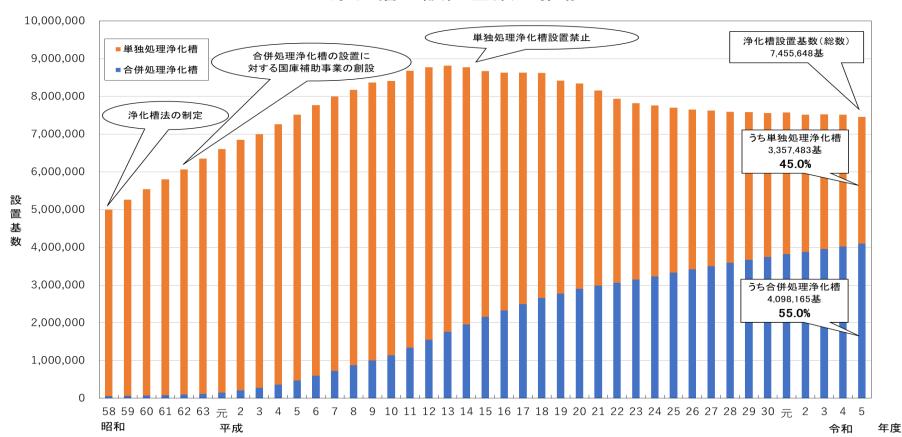
- ◆ 下水道あるいは農業集落排水施設から合併処理浄化槽への転換に当たっては、令和7年度から一定の条件の下、撤去費用に対する助成(補助率1/2)を実施。
- ◆ 関係省庁と連携し、集合処理から浄化槽への転換に当たり必要となる手続や財政措置を整理したQA集の作成を予定。

- 〇令和7年7月に総務省、国土交通省、農林水産省、環境省の4省で、整備済みの集合処理(下水道、集落排水等)から個別処理(浄化槽)への転換意向に関する自治体の実態把握調査を実施。
  - 47都道府県1,741市町村を対象に調査を発出し、31道府県97市町村(218区域)から回答あり。
- ○整備済み下水道から個別処理への転換については32市町村の54区域、整備済み集落排水施設から個別処理への転換については70市町村の154区域が転換意向を示しているという結果が得られた。

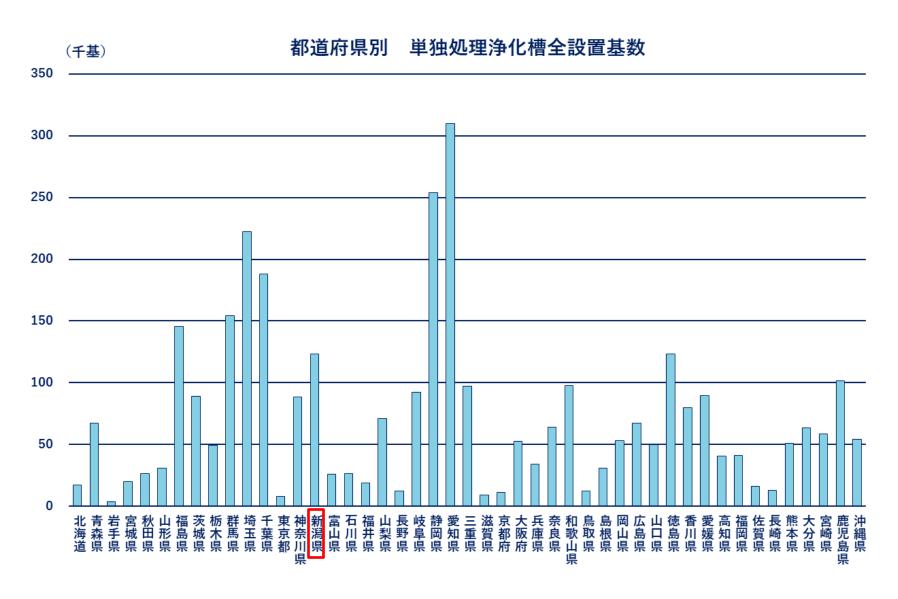
### ①単独処理浄化槽の転換の推進

- **> 法改正により新設が禁止されて以降、単独処理浄化槽の基数は徐々に減少**。
- 未だに残存する約336万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

#### 浄化槽の設置基数の推移



## ①単独処理浄化槽の転換の推進



### ①単独処理浄化槽の転換の推進

- ▶ 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。 環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「特定既存単独処理浄化槽」の仕組み が設けられた。
- ▶ 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽転換以外の建て替えニーズ(介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…)を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

### 単独浄化槽から合併浄化槽への転換

#### 上部破損



老朽化による破損や漏水等の事 例が多く報告。

(令和5年度で約7,000件) 生活排水の垂れ流しのみならず、 公衆衛生に支障を生じる可能性。

#### 単独転換が進みにくい要因

- ●水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

#### 単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去

合併浄化槽設置

配管工事

- ▶ 宅内配管工事への助成 (令和元年~)
- ◆ 浄化槽法改正で設けられた「特定既存単独処 理浄化槽」、「公共浄化槽」等の活用

## ①単独処理浄化槽の転換の推進

- ◆ 特定既存単独処理浄化槽(特定既存)とは、放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生 上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知 事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言・指導・命令等の措置を行う。
- ◆ R2年度の改正法施行以来、<u>鹿児島県では</u>法定検査と組み合わせた形で特定既存を積極的に活用。R5年度末までに400基を特定既存として指導。

◆ 鹿児島県における特定既存の判定基準

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

・本体が漏水しているもの

・構造上、設置上の不具合があり、放流BODが120mg/lを超過しているもの

・全ばっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの

・消毒装置の破損・欠落等により,処理水が未消毒のまま定常的に放流されているもの



合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

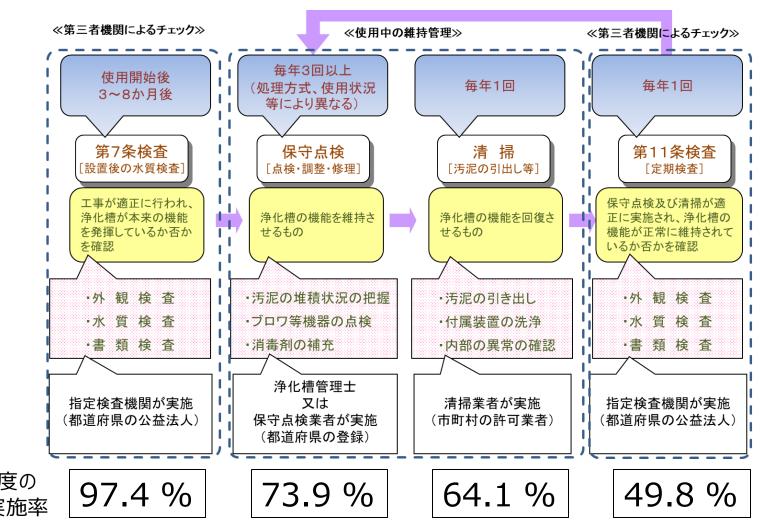
都	道府県	具名	特定既存単独処 理浄化槽の基数	都這	首府県	具名	特定既存単独処 理浄化槽の基数	都	道府県	!名	特定既存単独処 理浄化槽の基数
北	海	道	0	石	Ш	県	0	岡	山	県	0
青	森	県	0	福	井	県	0	広	島	県	0
岩	手	県	0	山	梨	県	7	山		県	0
宮	城	県	0	長	野	県	24	徳	島	県	0
秋	田	県	0	岐	阜	県	0	香	JII	県	0
山	形	県	0	静	岡	県	0	愛	媛	県	0
福	島	県	0	愛	知	県	0	高	知	県	0
茨	城	県	0	Ξ	重	県	0	福	岡	県	0
栃	木	県	0	滋	賀	県	0	佐	賀	県	0
群	馬	県	0	京	都	府	0	長	崎	県	0
埼	玉	県	0	大	阪	府	0	熊	本	県	0
千	葉	県	0	兵	庫	県	0	大	分	県	0
東	京	都	0	奈	良	県	0	宮	崎	県	0
神	奈 川	県	0	和	歌山	県	0	鹿	児島	県	400
新	潟	県	0	鳥	取	県	0	沖	縄	県	0
富	山	県	0	島	根	県	0		小計		431

### ①単独処理浄化槽の転換の推進

- ▶ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定(令和7年3月31日)
- <指針改定の主なポイント>
- <u>1. 特定既存の判定基準の定量化・明確化</u>
  - 浄化槽法第11条に基づく定期検査の検査項目と、特定既存の該当性の対応関係を整理し、漏水、破損、変形等、判定基準を定量化・明確化。
- 2. 特定既存に対する措置の優先順位の明確化
  - 特定既存と判定された浄化槽に対する措置の優先順位を整理し、合併浄化槽への<mark>転換を原則とし</mark> つつ、補修による対応が認められるケースを明記。
- 3. 指定検査機関の役割の明確化
  - 特定既存への指導等に当たり、委託業務等による浄化槽管理者からの相談窓口等、指定検査機関が都道府県等をサポートすることが望ましい旨を明記。
- 財政支援の強化(令和7年度予算措置)
- <特定既存単独処理浄化槽に関する補助制度>
- 1. 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
  - 特定既存単独処理浄化槽(法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る)から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額(個人負担率を従来の60%から33%へ軽減) <R11までの時限措置>
- 2. 特定既存単独処理浄化槽に関する調査等も補助対象

### ②維持管理の確保

▶ 浄化槽が所期の処理機能を発揮するためには適切な維持管理(保守点検・清掃・定期検査)が必要



令和5年度の 全国平均実施率

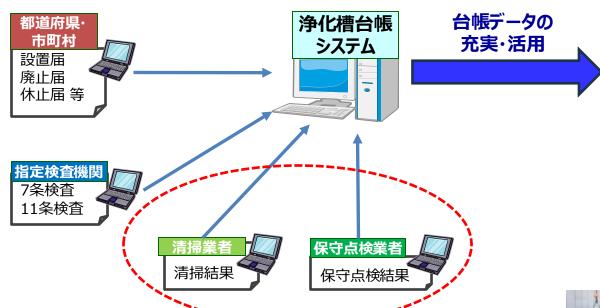
## ②維持管理の確保

## 令和5年度における都道府県別 保守点検・清掃・11条検査 実施率

都	ß道	<mark>府県</mark>	名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査
北	Ĺ	海	道	81.4%	71.2%	77.6%	石 川 県	58.4%	50.5%	41.8%	岡山県	92.2%	82.3%	92.8%
青	<u> </u>	森	県	79.3%	65.0%	48.0%	福井県	57.5%	57.5%	56.5%	広島県	76.6%	71.0%	74.7%
岩	<u> </u>	手	県	88.6%	56.7%	91.0%	山梨県	49.5%	34.4%	18.5%	山口県	78.1%	77.2%	57.4%
室	7	城	県	92.1%	80.5%	92.1%	長 野 県	81.1%	28.2%	75.6%	徳 島 県	88.1%	62.0%	62.4%
利	<u>k</u>	田	県	82.2%	70.4%	63.1%			95.5%			92.4%	28.5%	56.9%
山	1	形	県	86.2%	80.5%	78.5%	静岡県	88.8%	74.4%			79.4%	50.3%	38.4%
福		島	県	72.8%	67.6%	35.3%			65.4%			73.1%	67.8%	57.9%
茨	₹	城	県	57.7%	57.6%	50.1%	三重県		63.5%	40.3%	福岡県	75.1%	76.2%	75.8%
杤		木	県	65.2%	38.7%	75.5%	滋賀県	75.3%	70.7%	56.3%	佐 賀 県	90.1%	78.5%	82.2%
群	<u></u>	馬	県	91.8%	41.2%	80.3%	京 都 府	52.7%	47.6%	50.3%	長 崎 県	87.6%	79.0%	88.1%
培	j	玉	県	58.8%	56.7%	24.0%	大 阪 府	61.9%	74.1%	15.6%	熊本県	91.2%	83.4%	68.7%
Ŧ		葉	県	77.3%	53.2%	18.1%	兵 庫 県	59.7%	57.5%	66.7%	大 分 県	75.8%	79.3%	45.0%
東		京	都	50.0%	65.4%	30.1%	奈 良 県	43.7%	60.5%	21.6%	宮崎県	94.1%	85.2%	59.3%
湘	自禁		県	35.3%	57.7%	17.6%	和歌山県	42.5%	67.0%	43.7%	鹿児島県	99.0%	91.1%	52.6%
新	f	澙	県	70.8%	61.0%	70.4%	鳥取県	85.3%	50.3%	60.0%	沖 縄 県	18.2%	38.5%	10.3%
富	3	<u>山</u>	県	85.1%	55.9%	42.4%	島根県	95.8%	82.6%	82.4%	合 計	73.9%	64.1%	49.8%

(令和6年度浄化槽の指導普及に関する調査を基に作成)

## ②維持管理の確保(浄化槽台帳を通じた実態把握と維持管理の徹底)





台帳データを活用した正確な実態把握 行政による迅速かつ適切な指導



### 浄化槽台帳の目指すところと現状のギャップ

- ✓ 令和元年の法改正により浄化槽台帳の整備が義務づけられたが 、清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分な自 治体が多く存在
- 協議会の不在(情報収集の目的が不明確)
- 情報収集の根拠が不明瞭(顧客情報を提供することへの懸念)
- デジタル化の遅れ

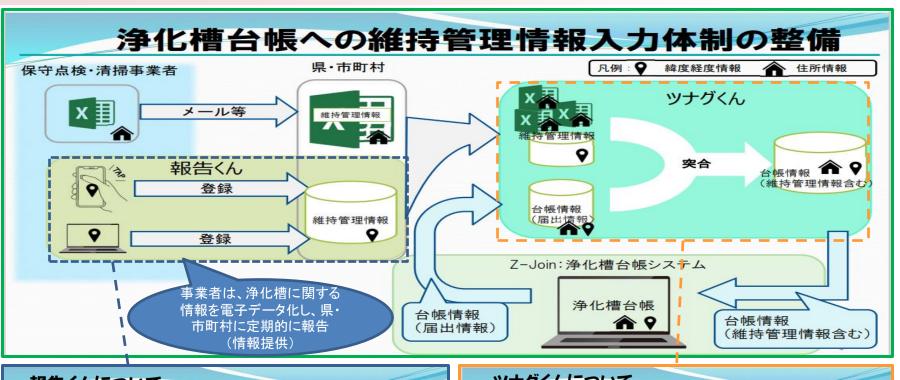
→台帳データの充実・それに基づく行政の指導というサイクルが 機能しない



単独転換の促進 (特定既存単独処理 浄化槽の措置含む)



### ②維持管理の確保(地方自治体の浄化槽台帳整備事例・埼玉県)







### ②維持管理の確保(地方自治体の浄化槽台帳整備事例・徳島県)

◆ 徳島県では浄化槽を設置している各家庭にQ Rコード付ステッカーを添付。清掃・保守点検時に作業員がQ Rコードを読み取り、作業結果を浄化槽台帳システムに送信する取組をR 6年度から開始。



### ②維持管理の確保

- 法令に基づく浄化槽の維持管理を確保するためには行政から浄化槽管理者への適切な指導が必要
- 環境省では指導・助言マニュアル及びデジタル化事例集の作成、個人情報保護法に係る通知等を措置
  - ①浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル(令和7年3月)
  - ▶ 浄化槽台帳の整備・精査及び活用手法を記載。
    維持管理指導に当たって必要な情報収集項目
    を示すとともに、
    台帳に追記する旨を明記。
  - 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式(保守点検・清掃)を例示。
  - ▶ 浄化槽管理者に対して通知する
    行政指導文書について段階分けして例示
    (浄化槽の維持管理に関する義務の
    周知、法定検査未受検にかかる勧告、特定既存単独処理浄化槽にかかる命令など)。
  - ②浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集(令和7年3月)
  - ■子化された浄化槽台帳システムにより維持管理情報を管理・活用する5県の事例を整理。
  - 収集した事例を示すとともに<u>浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例</u>、留意事項等を記載。
  - ■子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に活用可能な補助金制度の概要を紹介。
  - ③浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について(通知)(令和7年6月)
  - ▶ 関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項)の利用、提供や、 法第49条第2項に基づき自治体が民間事業者(個人情報取扱事業者)に求める情報提供について、個人情 報保護法の規定との整理を明確化。

### ③災害対応力の強化

- 能登半島地震では浄化槽についても大規模な被害が発生。環境省においてコールセンターを設置したほか、他県の業者にも協力を要請し被害調査・復旧工事を実施。
- 浄化槽についても大規模な被災が起こり得ることを念頭に、平素からの体制整備を進めることが重要。

#### 令和6年能登半島地震に伴う浄化槽被害への対応状況(令和7年9月1日時点)

市町	公共浄	·化槽	個人設置浄化槽				
נשנוו	工事発注済み	うち復旧完了	補助申請済み	うち復旧完了			
珠洲市	281基	281基	202基	137基			
能登町	148基	148基	243基	133基			
輪島市	282基	235基	217基	95基			
穴水町	-	-	262基	165基			
七尾市	144基	141基	236基	218基			
志賀町	170基	162基	126基	51基			
合計	1,025基	967基	1,286基	799基			

- ※ 穴水町は公共浄化槽未実施。
- ※ 個人設置浄化槽の復旧完了件数は実績報告件数等を集計したものであり、復旧が完了してから件数として計上されるまでには時間差が生じる。



地震により浮き上がった浄化槽(画像は七尾市内の例)



地震により浮き上がった浄化槽(画像は珠洲市内の例)

### ③災害対応力の強化

#### 能登半島地震の教訓・対応策

- ①災害協定の締結等の体制整備
- ・浄化槽の大規模被害を想定した平時からの備えが必要。協定締結を通じた関係者の役割分担の整理を。
- ・都道府県を越える広域的な支援体制が必要な事案も想定し、ブロック単位での協定も具体化が必要。(R 7年度は四国ブロックの協定具体化に向け、環境省からも支援を実施。)
- ②浄化槽台帳の整備・充実
- ・浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。 災害時への備えという観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。
- ■令和6年能登半島地震に伴う浄化槽の被害状況等
  - 公共浄化槽(市町村設置型)設置基数 約3,600基のうち、被災が確認された基数は約1,500基(設置基数全体の40%程度)
  - 個人設置型 設置基数 約16,000基のうち、被災状況調査の依頼があった基数は約 3,300基 (設置基数全体の20%程度)

### 3. 浄化槽整備に係る予算制度

### 循環型社会形成推進交付金によるきめ細かな支援

<市町村における取組>

<循環型社会形成推進交付金による支援対象>

浄化槽台帳システムの 整備・充実



既設浄化槽の悉皆調査、紙媒体等の電子化、浄化槽台 帳システムの改修等

協議会等を活用した単独転換 促進及び維持管理向上



- ・一括契約等に必要な情報集約・システム構築等
- ・単独転換や維持管理向上に資する講習会等の実施

特定既存単独処理浄化槽の 措置に係る指導等の実施



特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を把握・確認し、的確な指導・勧告等を行うための調査・検討等

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換



- ・合併処理浄化槽の設置、転換に伴う宅内配管工事
- ・単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去

汚水処理概成に向けた単独 転換促進・整備加速化



- ・事業計画額の6割以上単独・くみ取り転換(交付率1/2)
- ・汚水処理概成に向けた浄化槽整備加速化(交付率1/2)

浄化槽の維持管理の向上



- ・少人数高齢世帯の維持管理費
- ・浄化槽長寿命化計画に基づく改築、修繕、更新等

## 浄化槽整備推進関係 令和7年度当初予算の概要

### 1. 浄化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金等)

- ▶ 汚水処理人口普及率は令和5年度末で93.3%となったところであるが、依然として地方を中心に約830万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は84.0%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽への転換整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していてとが重要。
- ▶ 令和7年度予算においては、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けて、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた財政支援を強化。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ▶ また、防災・減災、国土強靭化の観点から、老朽化した合併処理浄化槽の更新を助成対象に追加するとともに、 浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備等に対する支援を拡充。あわせて、引き続き 令和6年能登半島地震で被災した個人設置型浄化槽の災害復旧に対する支援を行う。

#### 

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靭化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和6年度 予算額	令和6年度 補正予算額	令和7年度 当初予算額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金	(92億円)	5 億円	(92億円)	(100.0%)
等(浄化槽分)	86億円		86億円	100.0%

- ※上段()は、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島)計上分を含めた額
- ※予算額には、廃棄物処理施設整備交付金を含む

## 浄化槽整備推進関係 令和7年度当初予算の概要

### 2. 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- ▶ 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- ▶ こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- ▶ 令和7年度予算においても、引き続き下記の事業を予算計上し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

#### ○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R7予算額 18億円(R6予算額 18億円)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

## ○ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業R 7 予算額 2 0 億円の内数 ( R 6 予算額 2 0 億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援(省 CO2型設備として補助)することにより、平時の脱炭素化や防災対策(災害時のエネルギー供給等の機能発揮)とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

#### 浄化槽の整備(循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分))

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。





【今和8年度要求額

4. 事業イメージ

8,613百万円+事項要求(8,613百万円)]

#### 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に 1. 事業目的 重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に 向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
  - ・災害対応・強靭化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

#### 2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

- ※令和8年度予算では下線部分の助成メニューを拡充。
- ○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)
- ・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽に限る)に事業計画額
- の5割以上転換する事業
  - ・集合処理(下水道、農集排等)から浄化槽へ転換する事業(公共浄化槽への転換に限る)
- ○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2) <R8までの時限措置>
- ○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽(法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る)から合 併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>

- ○浄化槽災害復旧事業
- ○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業(交付期間を3年から5年に延長)
- ○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業
- ○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備(浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備 含む)、計画策定・調査(特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む)、講習会等 3. 事業ノキーム

■事業形態

交付金(交付率1/3、1/2)

■請負先/交付対象 地方公共団体

平成17年度~

■実施期間

#### ○浄化槽のイメージ 浄化槽設置、宅内配管工事、転換 時の単独処理浄化槽・くみ取り槽 撤去、単独処理浄化槽の雨水貯 留槽等再利用を助成 浄化槽 〇事業の流れ 交付金 環境省 市町村 浄化槽設置者 公共浄化槽 〇費用負担 交付率 浄化槽設置整備事業(個人設置型) 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置 市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付) 負担割合4/10 負担割合6/10 ※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象 (要協議) 特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(一定の要件を満たす場合に限る) 市町村(1/2負担) 国(1/2交付) 負担割合1/3 負担割合2/3 公共浄化槽等整備推進事業 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置 国(1/3or1/2交付) 市町村(2/3or1/2負担) ※市町村は、別途、負担金(事業費の1割程度)を個人より徴収 少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業 市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付) 個人

負担割合1/2

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話: 03-5501-3155 お問合せ先:

負担割合1/2

### 浄化槽システムの脱炭素化推進事業



7 2000000 9 200000 11 20000 13 20000

【令和8年度要求額 1,800百万円(1,800百万円)】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備 の導入を支援します。

#### 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率プロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

#### 2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省工ネ型浄化槽への交換、再工ネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

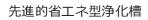
- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ・最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に 削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減(③の再工ネ設備導入によるCO2 排出量の削減を含む)
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減(③の再工ネ設備導入による CO2排出量の削減を含む)
- ※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択
- ③中大型合併処理浄化槽への再工ネ設備の導入
- ・上記①又は②と併せて行う再工ネ設備(太陽光発電・蓄電池等)の導入を支援する。

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業(補助率:1/2)
- ■補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間 令和4年度~令和8年度

#### 4. 事業イメージ





出典: フジクリーン工業(株) HP



高効率ブロワ



画像提供: (一社) 浄化槽システム協会



インバータ制御

画像提供: (一社) 浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

#### 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援





【令和8年度要求額 5,000百万円+事項要求(2,000百万円)】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

#### 1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネ ルギー・コージェネレーション等の災害・停雷時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地 球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギ 一の率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

#### 2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え 、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシス テム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに 省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業 務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点・ 避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部 給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

#### 3. 事業スキーム

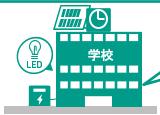
- 都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2 間接補助 ■事業形態 、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3
- ■補助対象 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同 地方公共団体 申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- ■実施期間 令和3年度~

#### 4.支援対象

- ○地域防災計画により災害時に避難施設等 として位置付けられた公共施設等
- ○業務継続計画により、災害等発生時に 業務を維持するべき公共施設等



- 再エネ設備
- \* 蓄雷池
- •CGS
- 省CO2設備 •熱利用設備 等



災害時に避難施設として機能を発 揮する学校へ太陽光発電設備・蓄 電池・高効率照明機器を導入。

地域のレジリエンス

強化・脱炭素化の取組例

重要なライフラインとなるスマホの

他、照明等への電源供給を実施。



公立病院へCGS・地中熱利用設備 高効率空調機器を導入。

## 中長期を含めた、浄化槽の目指す方向性

- ▶ 令和8年度の概成に向けた新規整備のみならず、既存の集合処理施設から浄化槽への転換も今後は具体化。国としてもこうした動きを後押しし、最適な汚水処理施設整備へつなげていく。
- ▶ 浄化槽の信頼性向上の観点から、維持管理(保守点検・清掃・法定検査)の着実な実施は必須。その土台となるのは、「正確な現状の把握」と「行政と事業者の連携」。環境省作成の指導助言マニュアルやデジタル化事例集も活用いただきながら、浄化槽台帳の充実と協議会の活用を各地域で進めていただく必要がある。浄化槽の実態把握は、災害時の迅速な対応に向けた備えという点からも重要。
- ▶ 汚水処理の概成後も見据えながら、持続可能な浄化槽システムの構築を目指していく。人口減少(浄化槽ユーザーの減少でもあり、システムを支える労働力人口の減少でもある)を前提に、脱炭素化、デジタル技術の活用、国土強靱化といった課題に取り組まなければならない。

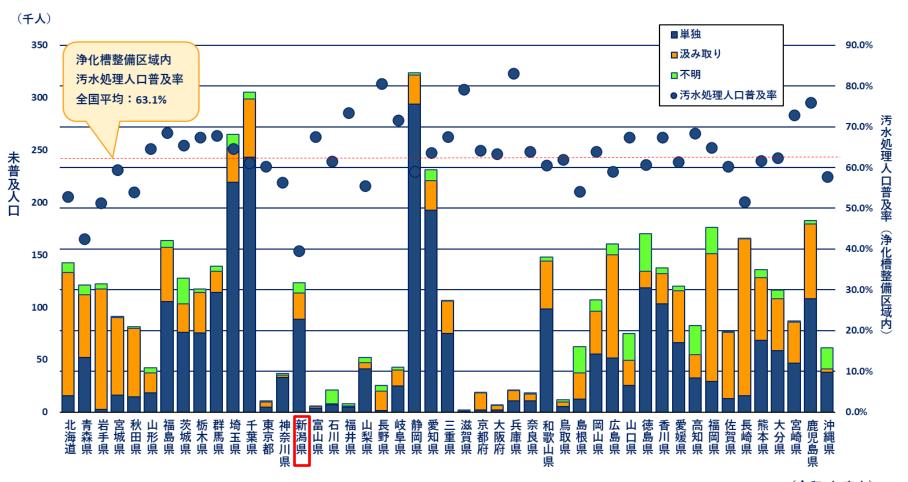


# ご清聴ありがとうございました。

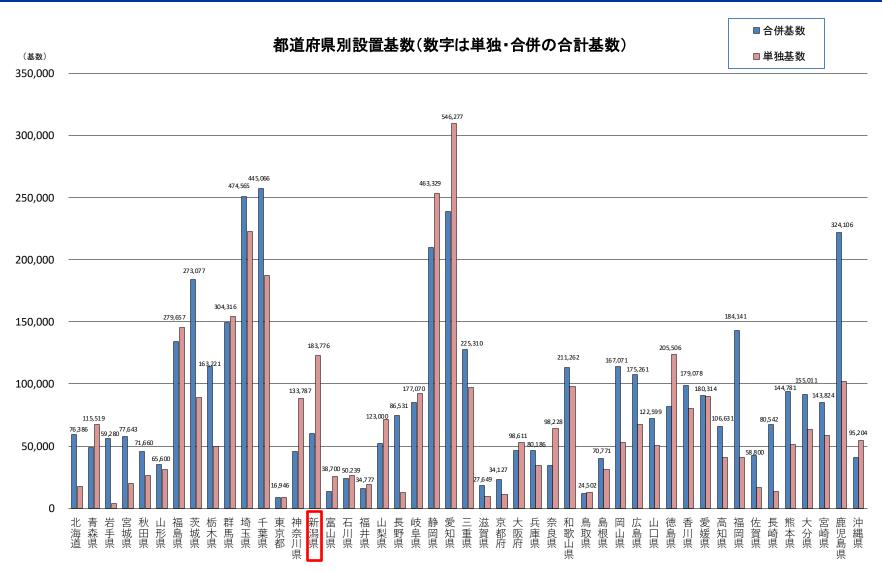


環境省浄化槽サイト:http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/

## (参考)汚水処理未普及人口の内訳(令和6年度末)



## (参考)都道府県別の単独・合併処理浄化槽全設置基数 (令和5年度末)



## (参考)浄化槽法施行状況点検検討会

### ○目的

- ▶ 総務省・行政評価勧告において改正浄化槽法に基づく各種制度が有効活用されていない点について指摘を受けたことを踏まえ、各種制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、令和6年2月、浄化槽法施行状況点検検討会を立ち上げ。
- ▶ 有識者検討会のメインテーマとして、下記2点を設定。
  - ①特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
  - ②維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
- ➤ 全5回検討会を行い、第5回の検討会後、検討結果を取りまとめ、11月に報告書を公表。 ※検討会は原則公開として、第3回以降はYouTubeによる配信により公開。

#### <u>○検討スケジュール</u>

第1回 令和6年2月15日 検討会の設置、検討の進め方・内容に関する検討

第2回 令和6年3月13日 自治体ヒアリング、論点整理

第3回 令和6年5月16日 関係団体ヒアリング、論点整理

第4回 令和6年6月27日 前回までの議論の確認、対応方針の検討

第5回 令和6年8月28日 検討結果の取りまとめ

## (参考)浄化槽法施行状況点検検討会報告書のポイント

### 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

- ●特定既存単独処理浄化槽(特定既存)に対する措置を促進するため、**令和6年度中を目途に判定基準等の** 指針を改正する。
- ●11条検査結果を活用した特定既存の把握及び判定を促進するとともに、11条検査未受検の場合にも保守点検・清掃情報を活用した把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- ●地域の実情を踏まえながら、指定検査機関、業界団体の連携・協力体制を構築するとともに必要な教育制度等を充実する。
- ●特定既存から合併処理浄化槽への転換を促すため、 各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援を実施 する。
- ●上記取組を進めることで、令和7年度から5年以内の間に、11条検査受検率向上や保守点検・清掃情報の収集・報告の仕組みの定着を図り、11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定

のサイクルの確立を目指す。

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や 維持管理情報の電子化

- ●都道府県等が指導に必要な保守点検・清掃情報を収集できるよう、電子情報による報告の義務化について検討する。
- ●法に基づく維持管理の徹底を周知するとともに、維持管理情報の電子化への財政支援を継続し、都道府 県等の活用を促す。
- ●保守点検・清掃情報を収集する際の個人情報の取り 扱いについて、改めて明確化・周知する。
- ●法定協議会やそれに類する機能を有する連携体制の 意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を 促す。
- ●台帳の精度向上に向け、保守点検・清掃業者と連携 した上で、無届浄化槽・休廃止浄化槽の把握のため の取組等を促す。
- ●全国統一的に収集すべき項目に関する報告様式 (データ様式)の標準化、浄化槽コードの統一化等 について検討する。

### (参考)浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアルの概要

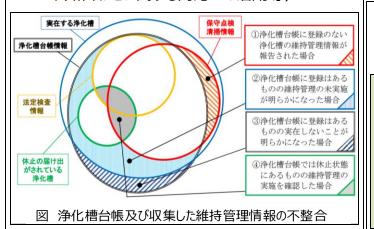


#### <背景・目的>

- ▶ 維持管理が未実施である状況を受け、令和元年に改正された浄化槽法においては都道府県等に浄化槽台帳の作成が義務づけられたところだが、維持管理に係る情報の収集・整備が進んでおらず、浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の把握・特定や浄化槽管理者への指導が十分行われていない。
- ▶ こうした状況を踏まえ、都道府県等が浄化槽の状態を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを 目的として、<u>浄化槽台帳の整備・精査や活用の方法、保守点検・清掃情報収集の標準的な報告様式等の内容を</u> 整理して示すとともに、<u>適切に指導・助言を行う際の考え方及び個別ケースごとの指導・助言の手順や手法等を具体</u> 的に提示。

#### <浄化槽台帳の整備・精査及び活用>

- ▶ 維持管理指導に当たる収集必要項目を明記し、 台帳に追記する旨を記載
- ▶ 収集情報と既存の台帳情報と突合し、内容を 精査(突合方法や精査方法を記載)
- ▶ 精査の結果、不整合であった内容についての対応方法を明記
- 整合対応済の台帳システムの活用方法を明示 (未管理浄化槽に対する指導への活用、苦情 や知合わせに関する対応への活用等)



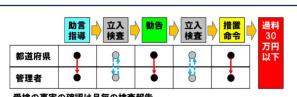
#### <報告様式>

- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式(保守点検・ 清掃)を例示
- 浄化槽管理者に対して通知する行政 指導文書について、段階分けして例示 (浄化槽の維持管理に関する義務の 周知、法定検査未受検にかかる勧告、 特定既存単独処理浄化槽にかかる 命令など)



#### く指導・助言の手順・手法>

- ▶ 法令に基づき行われる浄化槽の維持管理に関する義務について、以下の4つ に分類して、それぞれに対する指導手順を記載。
- ①法定検査が未受検
- ②生活環境の保全、または公衆衛生上必要がある
- ③保守点検・清掃の技術上の 基準に従って保守点検または 清掃が行われていない
- ④特定既存单独処理浄化槽



受検の事実の確認は月毎の検査報告 (∵法第7条第2項 or 第11条第2項)により実施

図 浄化槽法における維持管理に関する指導事務の流れ (法定検査未受検の例)

### (参考) 浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集の概要

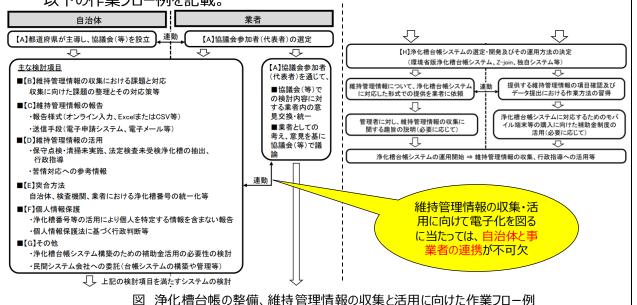


#### <背景·目的>

- ▶ 令和元年の法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるなどして、維持管理情報を浄化槽台帳に収集・整理し、 適正な維持管理を実施するための体制作りがこれまで進められてきた。一方で、自治体が事業者から収集した情報が 紙媒体である等により、収集した情報を適切に浄化槽台帳に反映することに苦慮している事が、環境省の調査や総務 省による「浄化槽行政に関する調査」により指摘された。
- ▶ こうした状況を踏まえ、自治体や関係機関・事業者による連携・協力体制のもと、電子化された浄化槽台帳システムが整備され、維持管理情報の管理・活用がなされている自治体の事例を整理して、横展開を図ることを目的として、デジタル化事例集を作成。
- ▶ 収集した事例の紹介と合わせて浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を示したほか、電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に向けた補助金制度の概要についても取りまとめた。

#### <浄化槽台帳及び維持管理の電子化に向けた作業フロー>

徳島県、鹿児島県、鳥取県、岐阜県、埼玉県の5県へのヒアリング・収集事例を元に、以下の作業フロー例を記載。



#### 〈電子化に向けた補助金制度〉

- ①市町村向けの交付金制度
  - ▶循環型社会形成推進交付金

浄化槽整備効率化事業費のうち浄化 槽台帳作成費として、「維持管理情報等のデータの電子化」「既存の台帳システムを、 法に定める事項を記載した上で令和2年 度に環境省が整備した台帳システムと平 仄を図る改修に要する費用」等を交付対象(交付率1/3)。

- ②事業者向けの補助金制度
  - ▶IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が今後直面する制度変更(賃上げやインボイスの導入等)などに対応するため、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア・サービス等)を導入するための事業に要する経費の一部を補助。ソフトウェア購入費、クラウド利用費等が補助対象(補助率1/2以内)。

### (参考) 個人情報の保護に関する通知の概要



#### <背景·目的>

- ▶ 令和元年法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるとともに、台帳作成のため必要があると認められるときには情報提供を求めることができる旨の規定が設けられ、台帳の精度向上に向けた自治体による情報収集が可能となった。
- ▶ しかしながら、情報収集が必ずしも円滑に進んでいないケースが見られ、他の自治体や事業者が個人情報を含む情報の 提供を行うに当たって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」)との 整理に難航していることが背景として指摘された。(環境省調査や総務省「浄化槽行政に関する調査」による。)
- ▶ 令和6年度浄化槽法施行状況点検検討会での議論の結果、報告書において「個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、改めて都道府県等に通知を発出する等、周知を行う」「保守点検・清掃情報を収集する際の、個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する」ことが求められた。
- ▶ 関係省庁とも調整の上、令和7年6月末に「浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について(通知)」を発出。

### 浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について(通知) 令和 7年6月30日 環循適発第2506303号

(各都道府県知事・各政令市浄化槽行政主管部(局)長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知)

関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項)の利用、提供や、法第49条第2項に基づき自治体が民間事業者(個人情報取扱事業者)に求める情報提供について、個人情報保護法の規定との整理を明確化。

#### <自治体による保有個人情報の利用、提供>

- ①利用目的のための情報提供
  - ▶個人情報保護法第61、62、75、69条等関係
- ②自治体内部での保有個人情報の利用
  - ▶個人情報保護法第69条第2項第2号関係
- ③他の自治体に対する情報提供
  - ▶個人情報保護法第69条第2項第3号関係
- ④法定協議会等に対する情報提供
  - ➤協議会の構成団体それぞれが個人情報の取扱い主体と捉え、それぞれについて個人情報保護法第4章(民間規律)、同法第5章(公的規律)いずれかが適用。

#### <事業者による情報提供>

- ①個人情報取扱事業者(個人情報保護法第16条第2項) 》指定検査機関、丁事業者、保守点検業者、清掃業者
- ②法第49条第2項に基づき自治体から情報提供を求められた場合 >個人情報保護法第27条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するものとして、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データ(個人情報保護法第16条第3項)を行政機関等に提供することが可能。
- ③他の事業者に個人データの取扱いの委託を行う場合 ▶個人情報保護法第27条第5項第1号関係